

(仮称)相模原市簡易水道事業の設置等に関する条例(案)の概要

1 制定の背景

水道事業については、人口減少に伴う料金収入の減少や施設、設備の老朽化に伴う更新投資の増大などが全国的に大きな課題となっており、今後、経営環境がますます厳しくなることが見込まれております。このような中、水道サービスを将来にわたり安定的に提供していくためには、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組む必要があることから、国は、地方公共団体に対し、簡易水道事業について、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」といいます。)の適用により公営企業会計の導入を推進しているところです。

本市の簡易水道事業は、相模原市地域水道ビジョン(平成29年3月改定)において「安全で良質な水を将来にわたり安定して供給できる水道」を基本理念に掲げ、令和2年4月から公営企業会計の導入を位置付けており、法に基づく簡易水道事業を設置するため、新たに条例を制定するものです。

2 条例で定める内容

(1) 簡易水道事業の設置及び法の適用範囲

生活用水その他の浄水を市民に供給するため、相模原市簡易水道事業(以下「簡易水道事業」という。)を設置するとともに、同事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用し、複式簿記による収益や費用など発生事実に着目した企業会計方式に変更します。

(2) 経営の基本等

ア 簡易水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営することを経営の基本原則とします。

イ 簡易水道事業の水道名、給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、次のとおりです。

水道名	給水区域	給水人口 (人)	1日最大給水量 (立法メートル)
青根簡易水道	緑区青根	930	1,100
葛原簡易水道	緑区名倉葛原及び日向	300	110
牧野中央簡易水道	緑区牧野大久和、中尾、川上、堂地、新和田、篠原、馬本、吉原、大鐘、小津久、奥牧野、竹久保及び伏馬田	1,386	441

(3) 法の規定による制定事項

法の規定により、次の事項について定めるものです。

- ア 重要な資産の取得及び処分
- イ 議会の同意を要する賠償責任の免除
- ウ 会計事務の処理
- エ 議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等
- オ 業務状況説明書類の作成

3 今後のスケジュール(予定)

令和元年	9月17日から	パブリックコメント(意見募集)の実施
	10月16日まで	
	12月	市議会12月定例会議に条例案を提出
令和2年	4月1日	条例施行